

障がい者の福祉ガイド一覧表

松伏町役場 いきいき福祉課 障がい福祉担当 048 - 991 - 1877 (直通)

制度の名称		対象者	内容
身体障害者手帳		視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能、そしゃく機能、 肢体（上肢下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、 じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、 小腸機能、免疫機能に永続する障がいのある方	このガイド一覧に記載の制度を利用するために必要な手帳です。 障がいの程度により、等級が区分されています。 1級（重度）⇔6級（軽度）
療育手帳		児童相談所又は埼玉県総合リハビリテーションセンター （知的障害者更生相談所）で、知的障害と判定された方	このガイド一覧に記載の制度を利用するために必要な手帳です。 障がいの程度により、等級が区分されています。 ㉠、A、B、C
精神障害者保健福祉手帳		精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への 制約がある方	障がいの程度により、等級が区分されています。 1級（重度）⇔3級（軽度）
自立 支援 医療	更生医療の給付 （原則1割の自己負担）	・身体障害者手帳（18歳以上）	障がいを軽くしたり、機能を回復させたりするための医療の給付 （関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術など） 指定医療機関での治療に限られ、事前に申請が必要となります。
	育成医療の給付 （原則1割の自己負担）	・肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能障害、音声、言語、 そしゃく機能障害又は、内蔵障害（18歳未満）	障がいを軽くしたり、機能を回復させたりするための医療の給付 指定医療機関での治療に限られ、事前に申請が必要となります。 （手帳の有無は問いません）
	精神通院医療 （原則1割の自己負担）	・精神疾患（てんかんなども含む）のため、通院治療を継続 的に受けている方	精神疾患の通院治療に係る医療費の軽減を図ります。 指定医療機関での治療に限られ、事前に申請が必要となります。 （手帳の有無は問いません）
医療	重度心身障がい者 医療費支給制度	※対象外：手帳交付日時点で年齢が65歳以上の方 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳㉠、A、B ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に掲げる 障害にある旨の認定を受けた方。	※所得により、支給停止となる場合があります。 病院等で診療を受けた場合の、医療費の一部負担金を助成 （附加給付金を除く） ※精神障害者保健福祉手帳1級による受給資格者については、 精神病床への入院に係る一部負担金は助成対象外です。
	後期高齢者医療の 障害認定	・身体障害者手帳1～3級、4級（音声・言語またはそしゃく機能 障害、下肢障害の一部） ・障害基礎年金1、2級 ・療育手帳㉠、A ・精神障害者保健福祉手帳1、2級	65歳～74歳で一定の障がいがある方が、現在加入している医 療保険から脱退し、後期高齢者医療の受給対象者となります。

制度の名称		対象者	内容
日常生活の改善	車いすの貸出 相談窓口： 社会福祉協議会	在宅で過ごされている方で ・要支援1、要介護1の認定を受けた方 ・身体障がいにより介護が必要な方 (社会福祉協議会の会員であること)	6か月を限度とし、介助者及び障がいの日常生活を援助
	補装具費の支給 (原則1割の自己負担) ※介護保険を利用できる方は介護保険のサービスが優先されます	・視覚障がい者(児)	盲人安全つえ・義眼・矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡の購入・修理の費用を支給
		・聴覚障がい者(児)	補聴器の購入・修理の費用を支給
		・肢体不自由者(児)	義手・義足・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ(1本杖を除く)・重度障害者用意思伝達装置・(以下児童のみ)座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具の購入・修理の費用を支給
	難聴児補聴器購入費助成事業	・ <u>身体障害者手帳の交付対象とならない</u> 軽度・中等度の難聴児	補聴器購入費用の一部(算定基礎となる額の2/3)を助成 (所得制限あり)
重度障害者 居宅改善整備	・身体障害者手帳所持者で、 下肢又は体幹の障がい1、2級の方	スロープ設置、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合、原則2/3を補助 ※上限額あり	
家庭介護の充実	訪問入浴サービス (原則1割の自己負担)	・身体障害者手帳所持者で、 常時臥床の状態にあり、家族等による 介助だけでは入浴することが困難な方	自宅訪問による入浴サービス、月3回まで
	紙おむつの支給 相談窓口： 社会福祉協議会	在宅で過ごされている方で、 ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ※社会福祉協議会の会員であること。	支給枚数等は、社協の予算の定める範囲で対象者の使用状況に基づき支給 (入院中及び福祉施設等に入所されている方は対象外) 詳しくは相談窓口へ。
	福祉車両貸出事業 相談窓口： 社会福祉協議会	・歩行困難な身体障がい者(児)及びその 付き添い者 ※社会福祉協議会の会員であること。	最長5日間を限度とし、病院・施設・公共機関への送迎、レクリエーションや積極的な社会参加等の時に、スロープ付車両を貸出 詳しくは相談窓口へ。
	緊急時通報装置 相談窓口： いきいき福祉課	急病や事故その他の理由により緊急に救急活動等を必要とする場合に、固定型発信機又は携帯型発信機により受信センターを通じて消防本部に通報することにより、速やかな救助、緊急連絡先への連絡を行うものです。 利用対象者：ひとり暮らしで、身体障害1級～3級の方 利用者負担：(固定型)月額300円、(携帯型)月額1,180円(R5.10.1より有料に変更)	

※障がい者：18歳以上、障がい児：18歳未満

制度の名称		対象者	内容
行動範囲の拡大	運転免許取得費用補助	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 	自動車運転免許を取得する場合に、12万円を上限に補助。
	自動車改造費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 	自ら所有する自動車の改造を行う場合に限りです。自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を、最高10万円まで助成
	福祉タクシー券	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 1～3級、4級（下肢） 療育手帳 ㊤、A、Bの方 	タクシーを利用した場合、初乗料金（乗車料金が初乗運賃の2倍以上である時、2枚利用も可能）を助成 利用券は1人年間最大18枚交付
	駐車禁止除外標章	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 障がいの区分ごとに別に定められている級、程度に当てはまる方 療育手帳 重度の障がいをもつ方 精神障害者保健福祉手帳 1級 	標章を掲出している場合は、駐車禁止区域でも他の交通の妨害にならなければ駐車が可能 詳しくは相談窓口へ。
	施設の利用率・入場料	各施設でお問い合わせください。 町内の公的施設でも、使用料が減免されます。	手帳の提示によって、免除・割引になる場合があります。 ※町内の施設を団体（サークル）でご利用の場合は、いきいき福祉課で減免のお手続きができます。
	思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 障がいの区分ごとに別に定められている級、程度に当てはまる方 療育手帳 ㊤、Aの方 精神障害者保健福祉手帳 1級 特定の難病患者 要介護1以上の認定を受けている方 妊産婦、けが人など その他車いすの常時使用が必要と認められる方 	利用証の交付を受けた方は、公共施設や商業施設などに設置されている「車いす使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」を優先利用することができる制度。 対象となる状態によって、青・緑・オレンジの3種類の利用証が交付され、駐車時にルームミラーに掲示する。 詳しくは相談窓口へ。
手当	特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを養育している保護者	〔重度障害児1人につき月額55,350円〕 〔中度障害児1人につき月額36,860円〕 (支給月：4月・8月・11月)
	特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方	〔手当額は、月額28,840円〕 (支給月：2月・5月・8月・11月)

制度の名称	対象者	内容	
手当	障害児福祉手当	20歳未満で、 ・身体障害者手帳1級、2級の一部の方 ・療育手帳の㊤ ・常時介護を要する精神障がい者 ・その他これと同程度の方	〔手当額は、月額15,690円〕 (支給月：2月・5月・8月・11月)
手当	在宅重度心身障害者手当	※対象外：手帳交付日時点での年齢が65歳以上の方 在宅で過ごされている方で ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳㊤、A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・超重症心身障害児 (人工呼吸器等、医療的ケアを必要とする重症心身障害児)	※住民税が課税されている方は支給停止です ※特別養護老人ホーム等、施設に入所した場合は対象外 〔手当額は、月額5,000円〕 (支給月：7月・11月・3月)
年金等	障害基礎年金 相談窓口： 住民ほけん課	国民年金障害等級表の1級・2級に該当する20歳以上の障がい者で、初診日前に保険料を納めた期間が加入期間の3分の2以上ある方。 ※20歳前に障がい者となった方は、20歳に達した時から	◎年金額 ・昭和31年4月1日以前生まれの方 〔1級 年額 1,017,125円～〕 〔2級 年額 813,700円～〕 ・昭和31年4月2日以降生まれの方 〔1級 年額 1,020,000円～〕 〔2級 年額 816,000円～〕 詳しくは相談窓口へ。
年金等	心身障害者扶養共済制度	心身障がい者の保護者で、毎年度の4月1日時点で、65歳未満の方及び特別な疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態にある方	加入者が死亡又は重度の障がい状態になった場合に、障がい者に年金を支給。(1口月額2万円、2口月額4万円) 障がい者が死亡した場合は弔慰金が支給されます。 〔掛金：年齢により1口月額9,300円～23,300円〕
年金等	障害厚生年金障害手当金 相談窓口： 年金事務所	被保険者の間に疾病にかかり、初診から1年6か月経過後又は1年6か月たたない間の症状が固定した日において、一定の障がいの状態にある方	被保険者の間にかかった疾病が初診から5年以内に治り、障がい程度が障害厚生年金に該当するまでは至らないが一定の障がいが残った場合に、障害手当金が支給されます。 詳しくは相談窓口へ。
年金等	特別障害給付金 相談窓口： 住民ほけん課	(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象だった被用者(厚生年金、共済組合等加入者)の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がいに該当する方。	◎支給額 障害基礎年金1級に該当する方 月額55,350円 // 2級に該当する方 月額44,280円 ○給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。 詳しくは相談窓口へ。

制度の名称		対象者	内容
税 の 控 除 ・ 減 免	所得税の障害者控除 相談窓口： 最寄りの税務署	納税者又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合	等級に応じて、所得金額から控除される額があります。詳しくは相談窓口へ。
	町民税・県民税の障害者控除 相談窓口：税務課		
	相続税の障害者控除 相談窓口： 最寄りの税務署	相続又は遺贈により財産を取得した方が心身に障がいのある場合	等級に応じて、相続税額から控除される額があります。詳しくは相談窓口へ。
	贈与税の非課税 相談窓口： 最寄りの税務署	① ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳Ⓐ・A、 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ② ・精神障害者保健福祉手帳2級及び3級	特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づき、金銭等の財産が信託された場合。なお、①と②で非課税限度額が異なります。詳しくは相談窓口へ。
	個人事業税の非課税 相談窓口： 県税事務所	・視覚障害（両眼の視力が0.06以下）のある方が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合	事業税が非課税になります。詳しくは相談窓口へ。
	自動車税 軽自動車税の減免	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳 をお持ちで、障がいの程度が一定以上の方	対象者にもっぱら使用される自動車については、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免制度があります。詳しくは相談窓口へ。 相談窓口：自動車税事務所及び県税事務所 軽自動車は税務課

→別表2

制度の名称		対象者		内容		
公共料金の割引	鉄道運賃の割引 相談窓口: 各鉄道会社窓口	JR	第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50% • 私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ※回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。	
			第1種障がい者とその介護者、または 12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券		私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ※小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
			第1種、第2種障がい者が単独で利用 する場合	普通乗車券		片道の営業キロが100キロを超える場合 (私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)
	私鉄	JR以外の鉄道においても同様の割引を行っていますが、取り扱いが異なる場合があります。 詳しくは各鉄道会社に直接お問い合わせください。				
	バス運賃の割引 相談窓口: 各バス会社	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 戦傷病者手帳 施設入所者(児) 精神障害者保健福祉手帳 (県内の会社のみ) 		<ul style="list-style-type: none"> 5割引(定期券は3割引)(都バスおよび県内発着のバスに限ります) ※次の方は付き添いの方も割引 <ul style="list-style-type: none"> 第1種身体障害者 療育手帳所持者 要介護の施設入所者(児) 		
国内航空運賃の割引 相談窓口: 各航空会社	障害者手帳の交付を受けている方が、介護者と共に又は単独で利用する場合に、本人及び介護者1名に適用。 ※年齢が12歳未満の方は対象外 〔割引率：各航空会社にお問い合わせください〕					
タクシー運賃の割引 相談窓口: 各タクシー会社	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 		身体障害者手帳若しくは療育手帳を提示 〔割引率：運賃の10%〕			

制度の名称		対象者	内容
公共料金の割引	有料道路の割引	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種：身体障害者手帳・療育手帳（本人運転、介護者運転） ・第2種：身体障害者手帳（本人運転のみ） 	障害者手帳を提示し、自動車登録番号、有効期限等の確認を受ける。 事前の登録が必要。ETCでの利用も可。 〔割引率：料金の50%以内〕
	NHK受信料の減免	以下いずれかの障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が町民税非課税の場合 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳	〔受信料が全額免除〕
	相談窓口： NHKさいたま放送局 （証明はいきいき福祉課で発行）	世帯主の方が 、以下いずれかの障害者手帳をお持ちの場合 ①視覚障害 ②聴覚障害 ③身体障害者手帳 1級または2級 ④療育手帳 A・A ⑤精神障害者保健福祉手帳 1級	〔受信料が半額〕
	ふれあい案内 （無料番号案内） 相談窓口：NTT各営業所	視覚障害1～6級の方又は肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級、2級の方、聴覚障がい2級、3級、4級、6級の方、音声・言語機能又はそしゃく機能障がい3級、4級の方、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 お問い合わせ先：（全国共通） 0120-104174	104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料。 詳しくは相談窓口へ。
携帯電話基本使用料等の割引 相談窓口：各携帯電話会社	携帯電話会社各社により対象者、割引率、手続き等取り扱いが異なります。 詳細については携帯電話会社各社にお問い合わせください。		

訪問系サービス掲載

サービスの名称	サービスの内容	対象者
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事の援助を行います。	自宅で介護が必要な方
重度訪問介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に 行います。	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な方など
重度障害者等包括支援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。	寝たきり状態などの介護の必要性が高い方
自立生活援助	生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか訪問して必要な助言などの 支援を行います。	障がい施設利用者でひとり暮らしをはじめた方
行動援護	外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。	知的障がい者や精神障がいにより行動上の障がいのある方など
同行援護	外出時における代筆や代読などを含む移動中の支援を行います。	視力等に日常生活に支障をきたす障害を有し移動に 支援が必要な方
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、 排泄、食事の介護等を行います。	短い間自宅に介護者がいない方など

日中系サービス

サービスの名称	サービスの内容	対象者
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を 行います。	長期入院による医療ケアと常時介護を必要とする方 など
生活介護	昼間に入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産 活動の機会を提供します。	常に介護が必要な方など
自立訓練 （機能・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活 能力の向上のために必要な訓練を行います。	地域生活を営むために必要な訓練を希望する方など
就労移行支援	一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般企業へ就労を希望する方など
就労継続支援 （A型・B型）	働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を 行います。	一般企業での就労が困難な方など
就労定着支援	就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅 への訪問、来所により必要な支援をします。	一般就労へ移行した障がいのある方

居住系サービス

サービスの名称	サービスの内容	対象者
施設入所支援	施設に入所する方を対象に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを 行います。	夜間において介護が必要な方、通所では自立訓練や 就労移行支援の利用が困難な方など
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活の場で、日常生活上の援助を行います。	共同生活を希望する方

児童向けサービス

サービスの名称	サービスの内容	対象者
児童発達支援	日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練を行います。	障がいのある未就学児
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問して発達支援を行います。	障がいのある未就学児で、通所支援が困難方
医療型 児童発達支援	児童発達支援にあわせ、必要とされる治療を行います。	上肢・下肢または体幹に障がいのある児童
放課後等 デイサービス	放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。	就学中の障がいのある児童・生徒
保育所等 訪問支援	施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	保育所などに通う障がいのある児童
福祉型・医療型 障害児入所支援 窓口：児童相談所	施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。	障がいのある児童

【利用者負担額】

サービスに要した費用の原則1割負担となります。また、施設入所支援等については、食費や光熱水費なども利用者の負担になります。

利用者の収入等に応じて以下の月額上限負担額が決められています。

区分	生活保護 世帯	市町村民税 非課税世帯	一般（市町村民税課税世帯） 市町村民税所得割			
			16万円 未満	28万円 未満	46万円 未満	46万円 超
福祉サービス （居宅・通所）	障がい者	0円	0円	9,300円	37,200円	
	障がい児	0円	0円	4,600円		37,200円
福祉サービス （入所施設等）	障がい者	0円	0円	37,200円		
	障がい児	0円	0円	9,300円	37,200円	

この月額上限負担額に加え、利用サービス等に応じ軽減措置があります。※軽減措置の詳細については担当へお尋ねください。

地域生活支援

サービスの名称	サービスの内容	対象者
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。 【利用者負担額：利用者等の所得に応じて決められます】	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 （屋外での移動が困難な方のみ） ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
日中一時支援	施設において、日中における活動の場、見守り、一時的な訓練の提供を行います。 【利用者負担額：利用者等の所得に応じて決められます】	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・発達に障害があると診断された者
生活サポート	一時預かり、派遣による介護、外出時の介助等のサービスの提供を行います。 【利用者負担額：利用者等の所得に応じて決められます】	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・発達に障害があると診断された者
日常生活用具 給付・貸与	日常生活を容易にするための日常生活用具の給付又は貸与を行います。 品目 →別表1	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の障がい者（児）
相談支援	在宅生活や障がい福祉サービスの利用に必要な情報を提供します。 相談窓口： 【障がいのある方】（ご家族などの日常での困りごとなどの相談） ・相談支援センターすずらん（吉川市） TEL048-981-8510 ・『かざぐるま』松伏出張所 TEL048-993-4522 【知的障がい者】 ・東部地域療育センター TEL048-978-6449 【精神障がい者】 ・保健センター TEL048-992-3170 ・いきいき福祉課 TEL048-991-1877	
意思疎通支援	意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者の派遣等を行います。 相談窓口：埼玉聴覚障害者情報センター TEL048-814-3353 FAX048-814-3354	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳を必要とする方
電話リレーサービス	聴覚や発語に困難がある方ときこえる方の電話をつなぐサービスです。 通訳オペレーターが間に入り、手話や文字、音声で通訳します。 24時間365日、サービスをご利用いただけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害 ・音声・言語機能障害

各関係機関の所在地と電話番号

機関名	所在地	電話
松伏町社会福祉協議会	松伏町松伏357	048-991-2700
埼玉県東部中央福祉事務所	春日部市大沼1-76	048-737-2132
埼玉県越谷児童相談所	越谷市恩間402-1	048-975-4152
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222
埼玉県春日部保健所	春日部市大沼1-76	048-737-2133
越谷公共職業安定所（ハローワーク越谷）	越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609
東部障がい者就業・生活支援センター みらい	草加市栄町2-1-32 ストーク草加式番館1階	048-935-6611
春日部年金事務所	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4階	048-737-7112
埼玉県自動車税事務所	さいたま市大宮区下町3-8-3	048-658-0227
埼玉県自動車税事務所春日部支所	春日部市増戸752-5	048-763-4111
埼玉県越谷県税事務所	越谷市越ヶ谷4-2-82	048-962-2191
越谷税務署	越谷市赤山町5-7-47	048-965-8111
埼玉県吉川警察署	三郷市上彦名144-3	048-958-0110
埼玉県発達障害者支援センター まほろば	川越市平塚新田字東河原201-2	049-239-3553
埼玉県難病相談支援センター	蓮田市黒浜4147 （国立病院機構東埼玉病院内）	048-768-3351
NHKさいたま放送局	さいたま市中央区新都心11-2 L.A. タワー20階	0570-077-077

別表1

〈視覚障害〉	〈聴覚・平衡機能障害〉	〈音声・言語障害〉	〈肢体不自由〉	〈内部障害〉	〈身体障害共通〉		
<ul style="list-style-type: none"> ・ポータブルレコーダー ・盲人用時計(触読・音声) ・点字タイプライター ・電磁調理器 ・盲人用音声式体温計 ・盲人用血圧計 ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・盲人用体重計 ・拡大読書器 ・点字図書 ・点字ディスプレイ ・活字文書読上げ装置 ・誘導装置 ・点字器 ・情報・通信支援用具 ・地上デジタル放送対応ラジオ ・視覚障害者用音声ICレコーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者用屋内信号装置 ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・移動・移乗支援用具 ・文字放送ラジオ ・携帯用信号装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者用通信装置 ・人工喉頭 ・携帯用会話補助装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行補助つえ(1本杖) ・便器 ・特殊便器 ・特殊マット ・特殊寝台 ・収尿器 ・特殊尿器 ・入浴担架 ・体位変換器 ・重度障害者用意思伝達装置(言語障害と重複の方) ・携帯用会話補助装置(言語障害と重複の方) ・入浴補助用具 ・移動用リフト ・移動・移乗支援用具 ・居宅生活動作補助用具(住宅改修) ・訓練いす ・訓練用ベッド ・トイレチェアー ・車椅子用段差昇降機 ・頭部保護帽 	<ul style="list-style-type: none"> ・透析液加温器 ・酸素ボンベ運搬車 ・ネブライザー(吸入器) ・電気式たん吸引器 ・ストマ用器具 ・発動発電機 ・外部バッテリー 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災警報器 ・自動消火器 		
				<th data-bbox="1570 655 1872 727">〈精神障害〉</th> <td data-bbox="1872 655 2101 1192"> <th data-bbox="1872 655 2101 727">〈知的障害〉</th> </td>	〈精神障害〉	<th data-bbox="1872 655 2101 727">〈知的障害〉</th>	〈知的障害〉
				<ul style="list-style-type: none"> ・火災警報器 ・自動消火器 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊マット ・特殊便器 ・頭部保護帽 ・火災警報器 ・自動消火器 ・電磁調理器 		

※種目により対象者の年齢に制限があるものや、障がいの程度等に条件があるものがあります。詳しくはいきいき福祉課でお尋ねください。

別表2

減免を受けることができる障害の程度

手帳の種類		障害の級別 (障害の程度)	
障害の区分			
身体障害者手帳	視覚	1級から3級、 4級のうち、視力の良い方の眼の視力 0.08～0.1	
	聴覚	2級、3級	
	平衡機能	3級	
	音声機能又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）	
	上肢	1級、2級	
	下肢	1級から6級	
	体幹	1級から3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上肢 移動	1級、2級 1級から6級
	心臓機能	1級、3級	
	じん臓機能	1級、3級	
	呼吸器機能	1級、3級	
	ぼうこう又は直腸の機能	1級、3級	
	小腸の機能	1級、3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級から3級	
	肝臓機能	1級から3級	
	戦傷病者手帳	恩給法に定める障害の程度で、減免の範囲が定められています。 詳細は、自動車税事務所にお問合せください。	
	療育手帳	㊤及びA	
	精神障害者保健福祉手帳	1級（自立支援医療費の受給者に限る）	

(注) 障害名が「左上下肢機能の障害」のような場合は障害の区分ごとに判断します。

減免の対象となる自動車

自動車の所有者	自動車の運転者	自動車の使用目的
障害者	障害者本人又は 障害者と同一 生計の方	障害者の通院、 通学、生業又は 通所のために使用
障害者と 同一生計の方		
障害者のみで 構成される 世帯の障害者	障害者を常時 介護する方	

同一生計の方とは、原則として障害者と同居して生活を共にしている方。

ただし、別居であっても同一の生計と認められる場合があります。

詳しくは、埼玉県自動車税事務所（Tel:048-658-0227）にお問合せください。

○自動車税減免上限額 45,000円
（グリーン化税制の対象車は51,700円）